

一般社団法人全国地方銀行協会 がん団信制度の概要								
保険名称		がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険						
この保険の特徴		この保険は、一般社団法人全国地方銀行協会を保険契約者、会員銀行(以下、「銀行」といいます)を保険金受取人とし、銀行から住宅ローン等を借り入れている賦払債務者を被保険者とする生命保険契約です。被保険者が保険期間中にお支払事由に該当された場合に、生命保険会社が所定の保険金を保険金受取人である銀行に支払い、その保険金が被保険者の債務の返済に充当されます。 なお、賦払債務者が複数の場合は、主たる賦払債務者1名までのご加入だけでなく、設定した付保割合に応じて複数名までのご加入も可能です(※)。 ※付保割合を設定した複数名までのご加入については、取り扱いをしていない銀行もあります。						
お支払事由	死亡保険金	・ 保険期間中に死亡されたとき						
	リビング・ニーズ特約保険金	・ 保険期間中に余命が6ヵ月以内と判断されるとき(※) (※)余命の判断は、医師の診断に基づき、生命保険会社が行ないます。						
	高度障害保険金	・ 保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態に該当されたとき						
	がん保険金	・ 保険期間中に、所定の悪性新生物(注)に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき。ただし、次の場合を除きます。 ● 保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されていたとき ● 保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されたとき ● 保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき (注)悪性新生物のうち、上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんについては支払対象外です。						
保険金額		債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動(通減)します。 加入申込者一人あたりの保険金限度額は、他の会員銀行からの借り入れも含めて、「地銀協住宅ローン団信制度」、「地銀協がん団信制度」、「地銀協3大疾病団信制度」、「地銀協ライフサポート団信制度」、「地銀協ダブルサポート団信制度」および「地銀協引受緩和団信制度」を通算して2億円、かつ「地銀協ライフサポート団信制度」は他の会員銀行からの借り入れも含めて通算して1億円、かつ「地銀協ダブルサポート団信制度」は他の会員銀行からの借り入れも含めて通算して1億円となります。限度額を超える保険金についてはお支払いいたしません。						
保険金が支払われない場合		次のような事由に該当する場合は、保険金をお支払いできません。 <table><tr><th>名称</th><th>保険金をお支払いできない場合</th></tr><tr><td>・ 死亡保険金 (リビング・ニーズ特約保険金) ・ 高度障害保険金</td><td>(1)保障開始日から1年以内に自殺されたとき (2)被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (3)夫婦連生の被保険者のうち、いずれかの被保険者の故意により、他方の被保険者が死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (4)保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (5)戦争・その他の変乱により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (6)告知義務違反による解除 (7)詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 (8)重大事由による解除の場合 (9)保障開始日よりも前に発生した傷害や疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき</td></tr><tr><td>がん保険金</td><td>(1)保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき (2)保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき (3)保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき (4)告知義務違反による解除 (5)詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 (6)重大事由による解除の場合</td></tr></table>	名称	保険金をお支払いできない場合	・ 死亡保険金 (リビング・ニーズ特約保険金) ・ 高度障害保険金	(1)保障開始日から1年以内に自殺されたとき (2)被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (3)夫婦連生の被保険者のうち、いずれかの被保険者の故意により、他方の被保険者が死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (4)保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (5)戦争・その他の変乱により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (6)告知義務違反による解除 (7)詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 (8)重大事由による解除の場合 (9)保障開始日よりも前に発生した傷害や疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき	がん保険金	(1)保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき (2)保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき (3)保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき (4)告知義務違反による解除 (5)詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 (6)重大事由による解除の場合
名称	保険金をお支払いできない場合							
・ 死亡保険金 (リビング・ニーズ特約保険金) ・ 高度障害保険金	(1)保障開始日から1年以内に自殺されたとき (2)被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (3)夫婦連生の被保険者のうち、いずれかの被保険者の故意により、他方の被保険者が死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (4)保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (5)戦争・その他の変乱により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (6)告知義務違反による解除 (7)詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 (8)重大事由による解除の場合 (9)保障開始日よりも前に発生した傷害や疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき							
がん保険金	(1)保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき (2)保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき (3)保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき (4)告知義務違反による解除 (5)詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 (6)重大事由による解除の場合							
連帯債務で返済をする際の留意点		団体信用生命保険からの保険金の支払いによって完済された住宅ローンの借入者に連帯債務者がいた場合、もう一方の債務者(連帯債務者)のローンが免除される部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。						
保障開始日		融資実行日(債務引受の場合は債務引受日)または事務幹事会社のご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。						
この契約からの脱退事由		・ 融資を受けた銀行の賦払債務者でなくなったとき ・ 融資について期限の利益を失ったとき ・ 保険金の支払事由に該当されたとき ・ 所定の年齢に達したとき						

<ご注意> この「一般社団法人全国地方銀行協会がん団信制度の概要」は、がん保障特約付住宅ローンに付帯される保険の概要を説明したものです。この保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険重要事項に関するご説明」、および「申込書兼告知書」裏面の「がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。

もしものときの住宅ローンに安心をお届けします

地銀協夫婦連生がん団信

がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険

ご夫婦のどちらかが、万が一の時、がんになってしまったとき、住宅ローン残高が0円に!

死亡

死亡されたとき

高度障害

保障開始日以後の傷害または疾病により、所定の高度障害状態に該当されたとき

がん

所定の悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき

ご加入について

① 加入対象者

新たにご融資を受けられる所定の年齢範囲内の方のうち、生命保険会社が承諾した方がご加入いただけます。
なお、夫婦連生を利用する場合は、新たにご融資を受けられるご夫婦のお二人ともについて、所定の年齢範囲内であること、かつ生命保険会社の加入承諾が必要です。
※夫婦連生をご利用できるご夫婦とは、戸籍上のご夫婦のほか、婚姻関係にある方、内縁関係にある方または同性パートナー関係にある方です。
ただし、以下に該当する場合は、地銀協がん団信制度にはご加入いただけません。
・がん(悪性しゅよう・肉腫・悪性リンパ腫・白血病・上皮内がん・皮膚がんを含みます)の既往歴のある方

② 加入手続き

「申込書兼告知書」をご提出いただけます。なお、借入金額(保険金額)が5,000万円を超える場合には、生命保険会社所定の「専用診断書」をご提出ください。また、告知の内容によっては医師の診断書等を追加してご提出いただくことがあります(診断書取得にかかる費用はお客様(加入申込者)にご負担いただきます)。
※健康状態によっては、ご加入をお断りする場合もございますのでご了承ください。

保険契約者

一般社団法人全国地方銀行協会

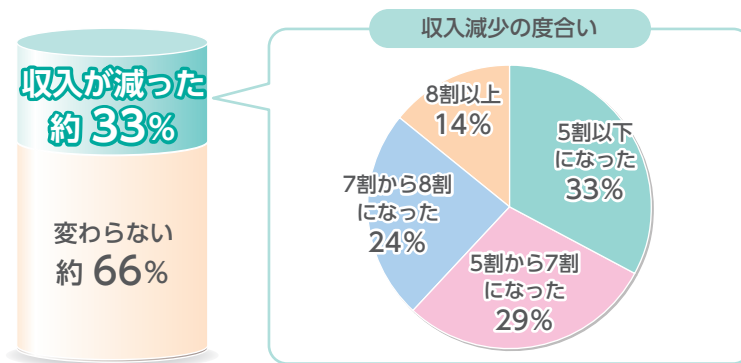
お客様の「万が一の備え」に「がんになってしまったときの備え」をプラスして住宅ローンのご返済に安心をお届けします。

！ そんな大きな病気にはめったにならないでしょ？

住宅ローンで心配なのは、
万が一のときよりも、
がんにかかったことで収入が
減ってしまったとき。
それでも住宅ローンの
支払いは残ります。

●がんにかかると、収入が減ってしまうこともあります。

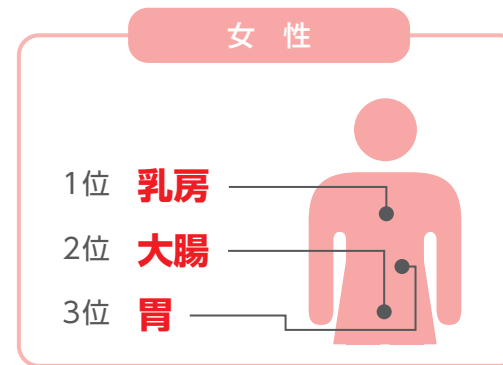
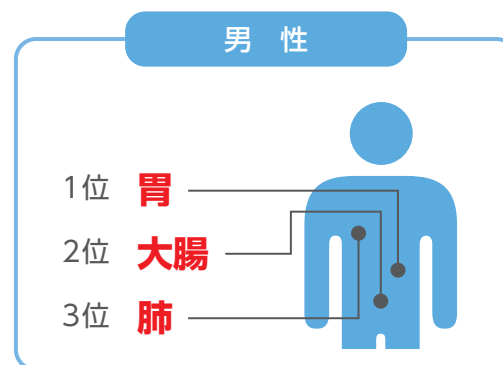
●がんにかかった後の収入の変化



厚生労働省労働基準局 治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会
「第2回 治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会（2012年3月12日）」資料より

収入が減少する中、治療費等に対する経済的な負担が増加することが想定されます。
経済面の不安を軽減させるために、がんに対する保障を準備しておくことをおすすめします。

●罹患数が多いのはどの部位のがんでしょうか？

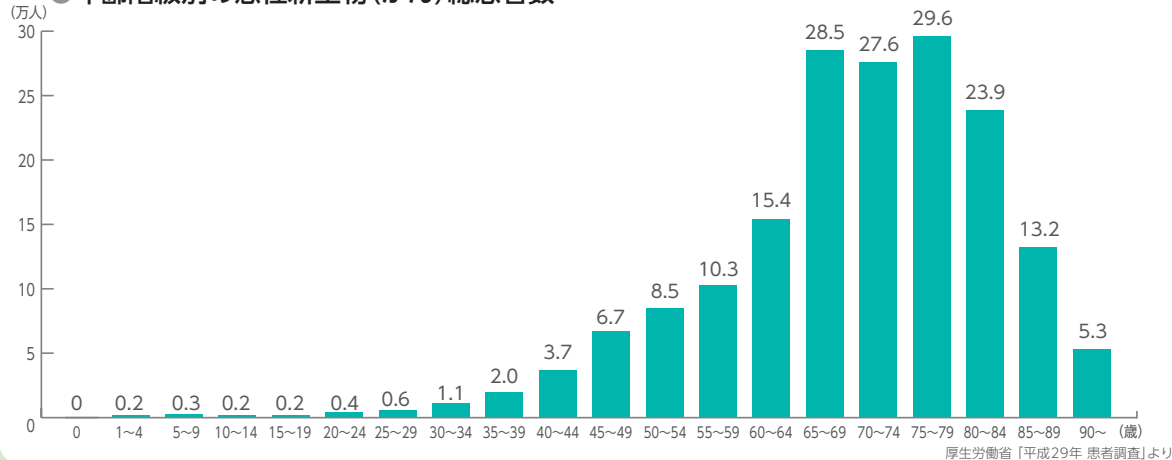


公益財団法人 がん研究振興財団 「がんの統計'16 部位別がん罹患数（2012年）」より

罹患数が多い「がん」の部位別第1位は、男性が「胃がん」で女性が「乳がん」です。
胃がんは男女ともにがんの部位で比べると罹患数が多いです。
がんに対する保障を準備しておくことをおすすめします。

●悪性新生物（がん）患者数が多いのはどの年代でしょうか？

●年齢階級別の悪性新生物（がん）総患者数



60歳以上の患者数は多いですが、50代約19万人、40代約11万人、30代でも約3万人といわゆる働き盛りの世代の患者もたくさんいます。
悪性新生物（がん）に対する保障を準備しておくことをおすすめします。

！ 万が一の事なんて考えたくない！



万が一が起ってしまったときには多くの不安に直面します。

死 亡

死亡されたとき

高度障害

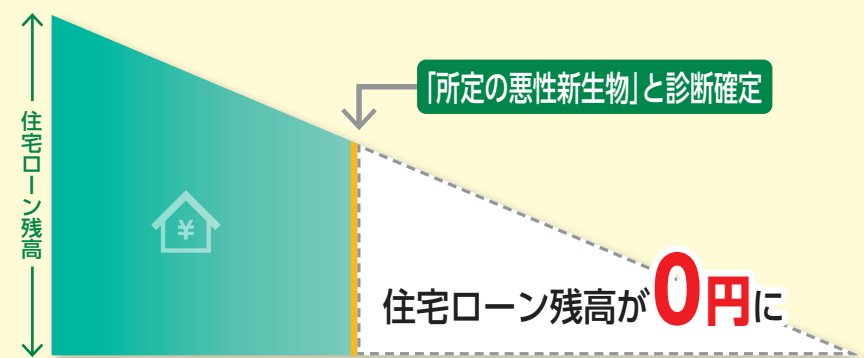
保障開始日以後の傷害または疾病により、所定の高度障害状態になられたとき

所定の悪性新生物と
診断確定された場合の
住宅ローンのご返済に安心を。



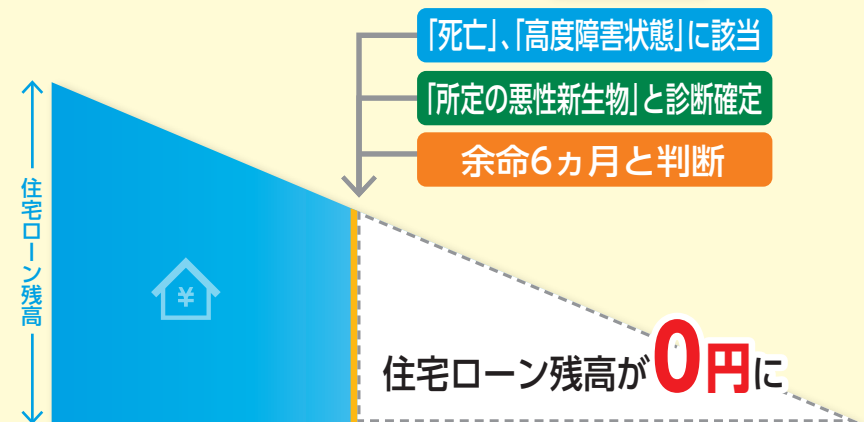
ご夫婦のどちらかが
がんと診断確定されたとき

住宅ローン残高が 0 円に



ご夫婦のどちらかが
「死亡」または「高度障害状態」に該当されたとき
「余命6ヵ月以内」と判断されるとき

住宅ローン残高が 0 円に



お支払事由により、該当する時期やお支払いの対象となる金額は異なります。